

募集

介護福祉士実務者研修通信課程受講者

とき 5月～10月(通学日／5月10日(日)・7月26日(日)・8月2日(日)・9日(日)・30日(日)・9月6日(日)・13日(日)・27日(日)・10月4日(日)・25日(日) ところ ジョブシティカレッジおもちゃ館(富田林市向陽台／南海高野線「金剛駅」から南海バス「中央センター前バス停」下車) 受講料 2万1,000円～8万9,000円(持っている資格により異なります) 定員 30人(先着順) ※10人以上で開催決定 申し込み・問い合わせ 5月1日(金)までに電話でNPO法人シーシータイミング☎349-9035

大阪府点訳・朗読奉仕員中級養成講座受講者

①点訳奉仕員中級養成講座、②朗読奉仕員中級養成講座を実施します。受講には、試験があります。

とき 6月25日～12月24日の毎週木曜日、①午後1時30分～3時30分、②午前10時～午後0時(全24回) ところ 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター(大阪市東成区中道／大阪メトロ中央線「森ノ宮駅」下車) 試験日 5月28日(木) 対象 大阪府内に居住・通勤する人で、市町村などの初級養成講座の修了者、または同等の人 受講料 無料(教材費の一部が必要) 定員 いずれも25人 申し込み 市役所福祉グループで配布する申込書を、〒543-0072大阪府視覚障害者福祉協会「点訳・朗読奉仕員中級養成講座」係。ファクシミリ(FAX06-6772-0042)、大阪府ホームページからも可。5月19日(火)必着 問い合わせ 大阪府視覚障害者福祉協会☎06-6772-0024

大阪府要約筆記者養成講座受講者

専門性の高い要約筆記者の養成を行うための講座を実施します。受講には、試験があります。

とき 6月27日～12月5日の毎週土曜日、午後1時～5時(全21回) ところ 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター(大阪市東成区中道／大阪メトロ中央線「森ノ宮駅」下車) 試験日 5月30日(土) 対象 大阪府内に居住・通勤・通学する人で、要約筆記者として活動する意思のある人 受講料 無料(テキスト代や登録試験料は実費) 定員 手書きコース／10人、PCコース／10人 申し込み 市役所福祉グループで配布する申込書を、〒562-0023大阪府中途失聴・難聴者協会。大阪府ホームページからも可。5月11日(月)必着 問い合わせ 府民お問合せセンター☎06-6910-8001

都市計画審議会委員

市では、今後のまちづくりを担う都市計画に関する事項を調査・審議する都市計画審議会の市民委員を募集します。小論文(テーマ「コンパクトで持続可能な都市づくりについて」)による選考があります。 応募資格 市内に住んでいる18歳以上の人 任期 7月1日(火)から2年間 報酬 7,000円/回 募集人数 4人以内 応募方法 市役所都市計画グループ、ニュータウン連絡所で配布する申込書を、〒589-8501大阪狭山市役所都市計画グループ。電子メール(toshikeikaku@city.osakasayama.osaka.jp)、ファクシミリ(FAX367-1254)または直接も可。1日(火)～30日(木)消印有効 ※申込書は、市ホームページからもダウンロード可 問い合わせ 都市計画グループ

労働基準監督官

働く人の労働条件の確保・改善を任務とする厚生労働省の専門職員(国家公務員)です。 第1次試験日 6月7日(日) 受験資格 平成2年4月2日～平成11年4月1日生まれの人、または平成11年4月2日以降に生まれた人で大学を卒業した人(卒業見込み、人事院が同等の資格があると認める人を含む) 申し込み 8日(火)までに人事院ホームページ「国家公務員試験採用情報 NAVI」で受け付け 問い合わせ 大阪労働局総務部総務課☎06-6949-6482

国税専門官

受験資格、試験日など詳しくは、国税庁ホームページ「採用案内」を確認してください。 申し込み 8日(火)までに人事院ホームページ「国家公務員試験採用情報 NAVI」で受け付け 問い合わせ 大阪国税局人事第二課☎06-6941-5331、または富田林税務署総務課☎0721-24-3281

環境

有価物回収奨励金交付団体の登録申請受け付け

ごみの減量と再資源化を推進するため、古紙・雑がみ・古布・ダンボールなどの有価物は、自治会や子ども会などが集団回収を行っています。市では、集団回収を行う団体に奨励金を交付しています。協力いただける団体の代表者は、30日(木)までに市役所生活環境グループへ登録申請してください。登録有効期間は令和3年3月31日(火)までです。 問い合わせ 生活環境グループ

いろいろな相談

相談内容	とき(指定日以外の休日を除く)
市民相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
☎弁護士による無料法律相談(1人30分間)	1日(火)・8日(火)・15日(火)・22日(火)午後1時～4時
☎司法書士による無料相談(1人30分間)	20日(月)午後1時～4時
☎行政相談/国(独立行政法人・公庫を含む)の行政についての不満・苦情・要望や困りごとの相談	13日(月)午後1時～4時
☎人権擁護委員による相談	16日(火)午後1時～4時
人権いろいろ相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
市民相談・人権啓発グループ	
☎専門の女性カウンセラーによる女性のための相談	6日(月)・14日(火)・28日(火)午後2時～4時、18日(土)午前10時～午後0時
きらっとぴあ(男女共同参画推進センター)☎247-7047	
児童家庭相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分、4日(土)・18日(土)午前9時～午後0時
☎ひとり親家庭相談	
子育て支援グループ	
ひとり親家庭相談	4日(土)・18日(土)午前10時～午後0時
身体障がい者相談	10日(金)午後1時～4時
さつき荘☎366-2022	
知的障がい者(児)相談(電話相談)	18日(土)午後1時～2時
中山☎365-2164	
電話・面接育児相談	月～金曜日午前9時～午後5時
市立こども園☎366-0080	
☎発達サポートが必要な中学3年生までの子どもに関する相談「手をつなGo!」	月曜日午前10時～午後5時、水・木曜日午前10時～午後0時
ぽっぽえん(子育て支援センター)☎360-0022	
妊婦および就学前の子どもの子育てに関する相談(予約可)	月～金曜日午前10時～午後5時
ぽっぽえん☎360-0022、電子メール(poppoen@city.osakasayama.osaka.jp)も可 UP っぷ(子育て交流ひろば)☎360-4320、電子メール(upp@city.osakasayama.osaka.jp)も可	
☎消費生活相談員による消費生活相談	月～金曜日午前10時～午後0時、午後0時45分～4時
消費生活センター☎366-2400(農政商工グループ内)	
☎社会保険労務士による労働相談(年金・社会保険の相談も可)	21日(火)午後1時～4時
農政商工グループ	
☎就労支援コーディネーターによる就労支援相談(就職のあっせんは不可)	月～金曜日午前9時～午後5時
地域就労支援センター☎366-6789(農政商工グループ内)	
☎若者の就労・自立相談(15～49歳の若年無業者と家族・保護者が対象、家族・保護者のみの相談も可)	1日(火)・15日(火)午前10時～午後0時
南河内若者サポートステーション☎0721-26-9441	
☎進路・教育相談	月～木曜日午前9時～午後5時
フリースクールみ・ら・い☎368-0909または学校教育グループ	
介護電話相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
地域包括支援センター☎365-2941	
心配ごと相談(日常生活における悩み)	6日(月)・20日(月)午後1時～4時
社会福祉協議会☎367-1761	
地域担当の相談員による福祉なんでも相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
【狭山中学校区】市役所南館☎070-6500-9856、【南中学校区】自然舎(野口☎080-1473-5125)、【第三中学校区】社会福祉協議会(浅田☎367-1761)	
障がい者相談支援事業所による障がい者相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
基幹相談支援センター(身体・知的・精神・難病)☎365-1144、相談支援センターぱるぼる(身体・知的・難病)☎368-8666、地域活動支援センターいーず(精神)☎367-0033	
精神保健福祉相談	月～金曜日午前9時～午後5時30分
福祉グループ	
生活・仕事・自立相談(生活や仕事などに関する悩みの相談)	月～金曜日午前9時～午後5時30分
生活サポートセンター☎368-9955	
あいさつで みんなの心に 花が咲く (令和元年度人権啓発標語から)	

インターネットでも情報を発信しています

大阪狭山市公式WEBサイト
http://www.city.osakasayama.osaka.jp

SNSへのお友だち登録をお願いします

city.osakasayama
@osakasayama

市役所開庁時間

■月～金曜日/午前9時～午後5時30分
■土曜開庁日/午前9時～午後0時
第1・第3土曜日に、市役所とニュータウン連絡所を開庁しています。
部署によっては、取り扱いえない業務もあります。事前に問い合わせてください。

4月の土曜開庁日 4日 18日



公共施設連絡先
かけ間違いにご注意ください

市役所 ☎072-366-0011
上下水道部 ☎072-366-0011
ニュータウン連絡所 ☎072-366-0011
市立コミュニティセンター SAYAKA ホール ☎072-365-0077
市立公民館 ☎072-365-8700
図書館 ☎072-366-0070
保健センター ☎072-366-0071
さやま荘・さつき荘 ☎072-367-1300
狭山池博物館・郷土資料館 ☎072-366-2022
総合体育館 ☎072-367-8891
池尻体育館 ☎072-365-5250
ふれあいスポーツ広場 ☎072-365-7303
社会教育センター ☎072-368-2081
市民ふれあいの里 ☎072-368-0121
社会福祉協議会 ☎072-366-1616
消防本部・消防署 ☎072-367-1761
消防署ニュータウン出張所 ☎072-366-0055
市民活動支援センター ☎072-368-0119
基幹相談支援センター ☎072-366-4664
地域包括支援センター ☎072-365-1144
生活サポートセンター ☎072-368-9922
きらっとぴあ(男女共同参画推進センター) ☎072-368-9955
ぽっぽえん(子育て支援センター) ☎072-247-7047
UPっぷ(子育て交流ひろば) ☎072-360-0022
(世代間交流ひろば) ☎072-360-4320
富田林保健所 ☎0721-23-2681
黒山警察署 ☎072-362-1234

5月2日の土曜開庁時は、
●マイナンバーカード、●公的個人認証サービス(電子証明書)に係る手続きができません

5月2日の土曜開庁日(午前9時～午後0時)は、システムのメンテナンスのため、土曜開庁時に取扱うことができない手続きに加えて、マイナンバーカードおよび電子証明書に係る手続きができません。
問い合わせ 市民窓口グループ、ニュータウン連絡所



広報おおさかさま広告募集!!(有料)

産業振興を図り、消費やサービスなどに関する情報を市民に提供するため、「広報おおさかさま」に広告を掲載しています。広告掲載を希望する事業者の皆さんは、下記(いずれか)の広告代理店へお問い合わせください。
■発行部数 27,250部(市内全世帯・官公庁など) ■広告サイズ 大枠(縦60mm×横188.5mm)、小枠(縦60mm×横93.2mm) 1色刷り

問い合わせ ・S T総合広告☎072-368-1227
・合同会社I M総合企画☎072-275-5449
・(株)阪奈宣伝社大阪支店☎06-6214-5583
・(株)ホープ☎092-716-1404 ・(株)宣成社☎06-6222-6888

後期高齢者医療

大阪府後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

【後期高齢者医療歯科健康診査】

対象者には4月下旬から5月上旬にかけて歯科健診のお知らせを送付します(年度途中に新たに75歳になる人には、誕生月の翌月に送付します)。

受診期間 令和3年3月31日(水)まで **対象** 次のいずれにも該当しない人。○病院または診療所に6か月以上継続して入院している人、○特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障がい者支援施設などの施設に入所または入居している人 **内容** 広域連合が指定する歯科医院などでの受診(1回) **受診料** 無料 ※受診の際は、事前に歯科医院などへ問い合わせのうえ、被保険者証を持参してください

【後期高齢者医療健康診査】

対象者には4月下旬から5月上旬にかけて健康診査受診券を送付します(年度途中に新たに75歳になる人には、誕生月の翌月に送付します)。

受診期間 令和3年3月31日(水)まで **対象** 次のいずれにも該当しない人。○病院または診療所に6か月以上継続して入院している人、○特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障がい者支援施設などの施設に入所または入居している人 ※退院・退所など事情変更があった場合は問い合わせてください **内容** 広域連合が指定する医療機関などでの受診(1回) **受診料** 無料 ※受診の際は、事前に医療機関などへ問い合わせのうえ、受診券と被保険者証を持参してください

【人間ドック費用の一部助成】

人間ドック((公社)日本人間ドック学会が掲げる一日人間ドック基本検査項目を満たすものに限る)を受診した場合、費用の一部を助成します。

受診期間 1日(水)～令和3年3月31日(水) **助成上限額** 2万6,000円(1回) **申請方法** 人間ドックの領収書の写し・検査結果通知書の写し・被保険者証・口座情報がわかるもの・印鑑を持って、市役所保険年金グループへ直接 **問い合わせ** 大阪府後期高齢者医療広域連合給付課☎06-4790-2031、または保険年金グループ

国民年金

国民年金保険料を納めましょう

4月から令和3年3月までの国民年金保険料は、月額1万6,540円です。毎月の保険料は、日本年金機構から送られてくる納付書で翌月の末日までに納付することとなっていますが、納付期限から2年を過ぎると納付できなくなるので注意してください。納付の窓口は、金融機関(ゆうちょ銀行を含む)またはコンビニです。また、口座振替やフレジットカードによる納付もできます。ただし、申し込みが必要です。口座振替による6か月前納(10月～令和3年3月分)は8月31日(月)まで、1か月前納は随時申し込みができます。 **問い合わせ** 天王寺年金事務所☎06-6772-7531

学生納付特例制度

大学・大学院・短期大学・高等学校・高等専門学校・専門学校・専修学校(知事の認可を受けている通信制・夜間部・定時制を含む)などに在学する20歳以上の学生で、年金の保険

料を納めるのが困難な場合、学生の間は保険料を猶予し、社会人になってから納付する学生納付特例制度があります。前年中所得が118万円以下の学生が対象です(扶養家族がいる学生の場合は基準額が変わります)。令和2年度の納付特例を希望する人は、年金手帳・学生証(写しの場合は両面)または在学証明書・印鑑を持って、市役所保険年金グループで申請してください。 ※過去期間は申請時点から2年1か月前まで、将来期間は年度末まで申請できます。その期間の在学証明書と年度ごとの申請書が必要です

問い合わせ 保険年金グループ

消防

エアゾール式消火具の廃棄方法

エアゾール式消火具の廃棄は、殺虫剤や化粧品などのエアゾール缶と同様、内部の薬剤・ガスを抜いてリサイクルボックスに入れてください。腐食や変形、傷があるものは、製造業者に適正なガスの排出方法を確認してください。廃棄処理は屋外やベランダなど換気の良い場所で行ってください。消火薬剤が肌やほかのものに付着した場合は、すぐに水で洗い流してください。目に入ったときは、

春の全国交通安全運動

【運動のスローガン】

しっかりと
止まってかくにん
横断歩道

6日(月)～15日(水)、春の全国交通安全運動が行われます。交通ルールを守り、事故をなくすよう心がけましょう。

【運動の重点項目(全国)】

○子どもをはじめとする歩行者の安全の確保
○自転車の安全利用の推進
○高齢運転者などの安全運転の励行

【運動の重点項目(大阪)】

「横断歩道ハンドサイン運動」の推進

問い合わせ 黒山警察署



TSUKIICHI BO-SAI

月一防災

大規模地震による水道管の断裂や、大雨による河川の氾濫などによる水道施設の浸水などが原因で断水する恐れがあります。マンションなどでは、停電により給水ポンプが作動しなくなり、水が出なくなる場合もあります。飲み水は給水車で配水されますが、生活に使う水を確保する

水のため置き

ことは困難です。飲み水だけでなく、トイレや洗いのなどに使う水を風呂などにため置きしておきましょう。まとまった量の水をため置きしておく、断水になった際に使える生活用水として利用できます。 ※子どもがいる家庭では、事故防止のための対策を行いましょう

※月一防災のバックナンバーは市ホームページで読むことができます

問い合わせ 防災・防犯推進室

防災行政無線放送テレホンサービス

フリーダイヤル ☎0120-367-707

防災行政無線の放送内容を電話で聞くことができます

水でよく洗い流し、痛みを感じるようであれば、医師の診察を受けてください。

廃棄処理手順 ①ごみ用の大きいビニール袋(30ℓ程度)を用意する、②ビニール袋の中に新聞紙を数枚丸めて入れる、③中身の消火薬剤をビニール袋内の新聞紙に吸い取らせながら、圧力が完全に無くなるまで放出する、④内部の圧力をすべて放出した後の缶は、リサイクルボックスに入れる、⑤消火薬剤を吸い取らせた新聞紙は、燃えるごみとして廃棄する

問い合わせ 消防本部

制振用オイルダンパー交換工事について

㈱川金コアテックが出荷した制振用オイルダンパーの試験値書き換え事案に伴い、消防本部庁舎に設置されている制振用オイルダンパーの交換工事を施工します。工事期間中は、騒音や交通規制などでご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

工事期間 6月上旬まで

問い合わせ 消防本部

救急車と消防車の同時出場

救急現場の状況によっては、救急車と消防車が救急現場に同時に出場することがあ

ります。停車している消防車が通行の妨げになる場合や、火災と紛らわしい場合などがありますが、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

【救急車と消防車が同時出場する場合】

○救命のため一刻を争うとき、○適切な救急活動を早期に行う必要があるとき、○現場に階段がある、通路が狭いなど、救急隊だけではの搬送が困難なとき、○交通量の多い場所などで、安全を確保する必要があるとき、○傷病者が多数発生しているとき ※状況によっては、消防車が先に到着することや、遅れて到着する場合があります

問い合わせ 消防本部

水道

上下水道料金の福祉減免

次のいずれかに該当する世帯は、申請すると上下水道料金のうち基本料金が免除されます。ただし、所得制限などの要件があります。詳しくは問い合わせてください。

対象 ○生活保護世帯、○中国残留邦人などの支援給付を受けている世帯、○児童扶養手当を受けている、またはこれに準ずる世帯、○特別児童扶養手当を受けている世帯、○65歳以上の人が1人で住んでいる世帯、○身体障がい者

(1・2級)、知的障がい者(A)、精神障がい者(1級)の人がいる世帯 ※現在、福祉減免を受けている世帯でも市内転居をした場合には届け出が必要です。また、要件に該当しなくなった世帯は速やかに届け出てください

問い合わせ 上下水道部お客様センター

収納事務の委託、指定代理納付者を指定

地方自治法第231条の2第6項および地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次のとおり大阪狭山市ふるさと応援寄附金の収納の事務を委託し、指定代理納付者を指定しました。

■委託期間または指定期間

4月1日～令和3年3月31日

■収納の事務を委託した者

●㈱トラストバンク／東京都目黒区青葉台三丁目6番28号

■指定代理納付者の指定を受けた者

●㈱トラストバンク／同上

●㈱池田泉州 JCB／大阪市北区豊崎三丁目2番1号

●㈱池田泉州 DC／同上

問い合わせ 企画グループ

広報おおさかさやま広告募集!!(有料)

産業振興を図り、商品やサービスなどに関する情報を市民に提供するため、「広報おおさかさやま」に広告を掲載しています。広告掲載を希望する事業者の皆さんは、下記(いずれか)の広告代理店へ問い合わせてください。

■発行部数 27,100部(市内全世帯・官公庁など) ■広告サイズ 大枠(縦60mm×横188.5mm)、小枠(縦60mm×横93.2mm) 1色刷り

問い合わせ ・S T総合広告☎072-368-1227 ・合同会社IM 総合企画☎072-275-5449

・㈱阪奈宣伝社大阪支店☎06-6214-5583 ・㈱ホープ☎092-716-1404 ・㈱宣成社☎06-6222-6888

税

土地・家屋固定資産価格等帳簿の縦覧

自分の土地や家屋の評価額が適正であることを確認するために、ほかの土地や家屋の評価額の縦覧ができます。縦覧帳簿には、所有者の名前・住所は記載されていません。

とき 1日(水)～6月1日(月) **ところ** 市役所税務グループ **縦覧資格** 市内の土地または家屋の固定資産税の納税者、または納税者から委任を受けた人 **必要書類** 納税通知書や運転免許証などの本人確認ができる書類 ※委任を受けた人は委任状と本人確認ができる書類

問い合わせ 税務グループ

新年度の固定資産評価証明書・公課証明書の発行

令和2年度の固定資産評価証明書は、1日(水)から発行します。税額は表示されません。令和2年度の公課証明書および税額を記載した固定資産評価証明書(記載事項証明書)は、5月1日(金)から発行します。

必要書類 納税通知書や運転免許証など本人確認ができる書類、所有者が死亡している場合は相続関係がわかる書類と本人確認ができる書類 ※委任を受けた人は委任状と本人確認ができる書類

問い合わせ 税務グループ

介護

介護保険料の仮徴収

介護保険料は、前年中の所得などに基づいて決定します。令和2年度の年間保険料は、令和元年中の所得を基に算出し、7月に決定・通知します。それまでは、平成30年中の所得を基に算出した仮の保険料を納付してください。

普通徴収の人(4・5・6月分)、および特別徴収で徴収額に変更がある人(4・6・8月分)には4月中旬に通知書を送付します。

問い合わせ 高齢介護グループ

福祉

第11回特別弔慰金を支給します

戦没者などの死亡当時の遺族で、令和2年4月1日において「恩給法」による公務扶助

料や「戦傷病者戦没者遺族等援護法」による遺族年金などを受ける人がいない場合に、特別弔慰金が支給されます。対象となる人は、次の順番による先順位の遺族1人です。

支給順位 ①令和2年4月1日までに弔慰金の受給権を得た人、②戦没者などの子、③戦没者などの死亡時に戦没者などと生計関係を有して、戦没者などと氏が同じである、④父母、⑤孫、⑥祖父母、⑦兄弟姉妹、⑧上記③以外の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹、⑤上記①～④以外の遺族で、戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた3親等以内の親族(おい、めいなど) **請求期限** 令和5年3月31日(金) **請求場所** 市役所生活援護グループ **支給内容** 額面25万円、5年償還の記名国債 **問い合わせ** 生活援護グループ

さやりんおれんじカフェ

認知症の人や家族、地域の人など、だれでも気軽に集まり、仲間づくりや情報交換をする場です。オレンジ色ののぼりが目印です。

カフェ一覧 ※いずれも利用料100円

さくらあつたかカフェ ☎288-4381

とき 12日(日)午後2時～4時30分 **ところ** さくらの杜・半田(半田三丁目)

げんきカフェ ☎366-6535

とき 8日(水)午後2時～4時30分 **ところ** げんき館(栄英木三丁目)

カフェおもちゃ館 ☎365-6688

とき 4日(土)・11日(土)・18日(土)・25日(土)午後2時～4時 **ところ** リハビリデイサービスおもちゃ館(西山台六丁目)

くみのきカフェ ☎368-2777

とき 月～金曜日午後2時～4時 **ところ** 特別養護老人ホームくみのき苑(東栄英木四丁目)

カフェ笑(しょう) ☎320-8268

とき 5日(日)・19日(日)午前9時～午後2時 **ところ** デイサービス笑狭山(大野台七丁目) ※モーニングは利用料300円

里カフェ ☎365-5878

とき 9日(水)・23日(水)午後1時～4時 **ところ** 介護老人保健施設さやまの里(岩室二丁目)

問い合わせ 高齢介護グループ

福祉タクシー利用券の申請

市が指定するタクシー事業者で使える「福祉タクシー利用券」を1か月2枚の割合で交付します。利用券1枚で、乗車料金のうち

中型タクシーの初乗り運賃相当分を市が助成します。

助成期間 1日(水)～令和3年3月31日(水)

対象 市の住民基本台帳に記録されている人で、身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級のいずれかを持つ人 **申請方法** 手帳と印鑑、委任を受けた人は委任状と本人確認ができる書類を持って、市役所福祉グループへ直接 ※身体障がい者手帳・療育手帳の提示によるタクシー運賃の1割引きも、あわせて利用できます

問い合わせ 福祉グループ

まちづくり

生産緑地の追加指定を受け付け

市では、将来にわたり市街化区域内の農地を計画的に保全するため、生産緑地の追加指定を募集し、要件を満たす農地を生産緑地に指定します。平成30年12月に指定要件の一つである生産緑地地区の区域の下限面積を500㎡から300㎡に引き下げました。追加指定を申請する場合は、事前に市役所都市計画グループへ相談してください。

事前相談および申請期間 1日(水)～5月29日(金)(土・日曜日、祝日など休日を除く) **申請場所** 市役所都市計画グループ **提出書類** 農地の位置(地名・地番)、面積および土地所有者が確認できる書類

問い合わせ 都市計画グループ

特定生産緑地の指定を受け付け

平成4年に指定した生産緑地は令和4年で指定から30年が経過します。市では、生産緑地所有者の意向を基に、これまでの生産緑地と同様の扱いを10年延長する、「特定生産緑地」の指定の受け付けを開始します。詳しくは市ホームページで確認するか問い合わせてください。

指定受付期間 1日(水)～令和4年5月31日(水)(土・日曜日、祝日など休日を除く) **申請場所** 市役所都市計画グループ **問い合わせ** 都市計画グループ

皆さんの善意

【社会福祉協議会・善意銀行へ】社会福祉に
◇匿名(西山台四丁目)3万円を